

第一項の回路配置について設定登録がされた後第九条の規定により当該設定登録が抹消されたときは、同項に規定する補償金の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

4 第二十三条及び前条並びに民法第七百十九条第一項及び第七百二十四条の規定は、第一項に規定する補償金の請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が当該回路配置の設定登録前に模倣回路配置の利用の事実及び模倣回路配置を利用した者を知つたときは、民法第七百一十四条第一号中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「当該回路配置の設定登録の日」と読み替えるものとする。

第四章 登録機関

(登録機関の登録等)

第二十八条 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、その登録を受けた者(以下「登録機関」という。)に、設定登録、第二十一条第一項及び第二項の登録並びに第四十八条第一項に規定する請求に基づき行われる事務(以下「設定登録等事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 前項の規定により経済産業大臣が行う登録機関の登録(以下「機関登録」という。)は、経済産業省令で定めるところにより、設定登録等事務を行おうとする者の申請により行う。

3 経済産業大臣は、機関登録をしたときは、当該登録機関が行う設定登録等事務を行わないものとする。

4 登録機関が設定登録等事務を行う場合における第三条第二項、第四条第二項及び第三項、第七条第一項並びに第四十八条第一項の規定の適用については、これらの規定(第四十八条第一項を除く。)中「経済産業大臣」とあるのは「登録機関」と、同項中「経済産業大臣に対し」とあるのは「登録機関に対し」とする。(次格条項)

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなりた日から二年を経過しない者

二 第三十七条の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

三 第四十二条の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

(機関登録の基準)

第三十条 経済産業大臣は、機関登録を申請した者(以下この項において「機関登録申請者」といいう。)が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その機関登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が設定登録等事務を実施し、その人が設定登録等事務を行う事業所ごとに二名以上であること。

口 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学を卒業した者であつて、無体財産権の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

口 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)であつて、無体財産権の登録に関する業務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

イ 二年未満の登録機関の登録を申請する者

ロ 二年未満の登録機関の登録を申請する者

ハ 二年未満の登録機関の登録を申請する者

ロ 二年未満の登録機関の登録を申請する者

社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占める回路配置創作等事業者の役員又は職員(過去二年間に当該回路配置創作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 機関登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、回路配置創作等事業者の役員又は職員(過去二年間に当該回路配置創作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

口 機関登録は、機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び機関登録番号

二 所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 機関登録を受けた者が設定登録等事務を行なう事業所の所在地

(機関登録の更新)

第三十条の二 機関登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 第二十八条第二項及び前二条の規定は、前項の機関登録の更新に準用する。

(設定登録等の実施義務等)

第三十一条 登録機関は、設定登録並びに第二十一条第一項及び第二項の登録をすべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設定登録及び同条の登録を行わなければならない。

(登録機関は、設定登録等事務を行うときは、

2 第三十条第一項第一号に規定する者(以下「設定登録等事務実施者」という。)に実施させなければならない。

(事務所の変更)

第三十二条 登録機関は、設定登録等事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、経済産業大臣に届け出なければならない。

(設定登録等事務規程)

第三十三条 登録機関は、設定登録等事務に関する規程(以下「設定登録等事務規程」という。)を定め、設定登録等事務の開始前に、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設定登録等事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした設定登録等事務規程が設定登録等事務の公正な遂行上

不適当となつたと認めるときは、登録機関に対する設定登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

第三十四条 登録機関は、経済産業大臣の許可を受けてなければ、設定登録等事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(設定登録等事務の休廃止)

第三十五条 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書(これらのが電磁的記録で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む)。次項、次条第二項及び第五十七条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 設定登録の申請者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内には、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

3 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

2 前号の書面の謄本又は抄本の請求

3 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものとの閲覧又は謄写の請求

4 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

2 設定登録等事務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした設定登録等事務規程が設定登録等事務の公正な遂行上

不適当となつたと認めるときは、登録機関に対する設定登録等事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(役員等の選任及び解任)

第三十六条 登録機関は、役員又は設定登録等事務実施者を選任し、又は解任したときは、遅滞

なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

(解任命令)
登録等事務実施者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは設定登録等事務規程に違反したとき、又は設定登録等事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、登録機関に対し、その設定登録等事務実施者を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)
登録機関の役員（法人でない登録機関にあつては、機関登録を受けた者。次項、第五十四条及び第五十五条において同じ。）若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、設定登録等事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報告及び立入検査)
登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

2 設定登録等事務に從事する登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす。

(第三十九条) 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その業務若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第一項に規定する立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解してはならない。

(適合命令)

(第四十条) 経済産業大臣は、登録機関が第三十条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)
経済産業大臣は、登録機関が第三十一条の規定に違反していると認めるときは、その他設定登録等事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録機関に対する、設定登録等事務を行うべきこと又是設定

登録等事務の実施の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(機関登録の取消し等)
登録機関が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて設定登録等事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ

る。
一 この章の規定に違反したとき。
二 第二十九条第一号又は第四号に該当するに至つたとき。
三 第三十三条第一項の認可を受けた設定登録等事務規程によらないで設定登録等事務を行つたとき。
四 正当な理由がないのに第三十四条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

五 第三十三条第三項、第三十七条又は前二条の規定による命令に違反したとき。

六 不正の手段により機関登録を受けたとき。（帳簿の記載）

(第四十二条) 登録機関は、帳簿を備え、設定登録等事務に關し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。（登録機関に対する処分に係る聴聞の方法の特例）

(第四十三条) 第三十七条又は第四十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が當該聴聞に関する手続に參加することを求めたときは、これを許可しなければならない。（登録機関がした処分等に係る審査請求）

2 第一項の規定により当該処分に係る利害關係人が當該聴聞に関する手續に參加することを求めるときは、これを許可しなければならない。

(第四十四条) 登録機関が行う設定登録等事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、経済産業大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、経済産業大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録機関の上級行政庁とみなす。

(第四十五条) 経済産業大臣による設定登録等事務の実施等（経済産業大臣による設定登録等事務の実施等）の許可を受けて設定登録等事務の全部若し

くは一部を休止したとき、第四十一条の規定により登録機関に対し設定登録等事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録機関が天災その他の事由により設定登録等事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、当該設定登録等事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

経済産業大臣が前項の規定により設定登録等事務の全部又は一部を自ら行う場合、登録機関が第三十四条の許可を受けて設定登録等事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は第四十一条の規定により経済産業大臣が機関登録を取り消した場合における設定登録等事務の引継ぎその他他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

2 経済産業大臣が前項の規定により回路配置原簿等の規定による命令に違反したとき。

3 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 前条第一項の規定により回路配置原簿の場合は、次に掲げる者は、次項に規定する場合においては、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

(公示)
登録機関が設定登録等事務を行つたとき。

2 前条第一項の規定による届出があつたとき。

3 第三十四条の許可をしたとき。

2 第三十二条の規定による届出があつたとき。

(第四十六条) 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 前項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により機関登録を取り消されたとき。

2 前項の規定により、保存しなければならない。（登録機関に対する処分に係る聴聞の方法の特例）

(第四十七条) 経済産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

2 前項の規定により回路配置原簿の場合は、次に掲げる者は、政令で定めるところにより登録機関が経済産業大臣の認可を受けて定め登録機関が登録機関に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定により経済産業大臣が設定登録等事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていた設定登録等事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(第五章 雜則)
(在外者の裁判籍)

(第四十八条) 何人も、経済産業大臣に対し、回路配置原簿の賃本若しくは抄本の交付又は回路配

3 第二十二条第一項又は第二項の登録を受けようとする者

2 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料についての提出は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

3 回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料に記録された個人情報を（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない）。

2 次に掲げる者は、次項に規定する場合においては、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

2 前条第一項の規定により回路配置原簿の場合は、次に掲げる者は、次項に規定する場合においては、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

2 前条第一項の規定により回路配置原簿又は申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料の閲覧又は賃写を請求しようとする者

2 前条第一項の規定は、手数料を納付すべき者が國又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものであるときは、適用しない。

2 第二項の規定により登録機関に納められた手数料は、登録機関の収入とする。

第六章 罰則

第五十一条 回路配置利用権又は専用利用権を侵害した者は、三年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第五十二条 詐欺の行為により設定登録を受けた者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第三十八条第一項の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第四十五条の規定による設定登録等の行為をした登録機関の役員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条の許可を受けないで設定登録等の全部を廃止したとき。

二 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に對して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十一条第一項又は第五十二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、各本条の罰金刑を科する。

第五十七条 第三十四条の第二項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二条 (経過措置)

この法律の施行の日前二年以内に、創作者等又はその許諾を得た者が最初に業として第一

二条第三項第二号に掲げる行為をした回路配置について、この法律の施行の日から六月を経過するまでの間に設定登録の申請がされたときは、適用しない。

第三条 回路配置利用権の効力は、この法律の施

行の際現に存する半導体集積回路(当該半導体

集積回路を組み込んだ物品を含む。次条におい

て同じ)。をこの法律の施行後二年以内に譲渡

し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展

示し、又は輸入する行為には、及ばない。

第四条 第二十七条第一項の規定は、この法律の

施行前にされた回路配置の利用及びこの法律の

施行の際現に存する半導体集積回路をこの法律

の施行後二年以内に譲渡し、貸し渡し、譲渡若

しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する行

為には、適用しない。

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の

施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十九号)の施行の日から施行する。

第二条 (諒問等がされた不利益処分に関する経過措置)

この法律の施行前に法令に基づき審議会

その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三

条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続

その他の意見陳述のための手続に相当する手続

を執るべきことの諮問その他の求めがされた場

合においては、当該諮問その他の求めに係る不

利益処分の手続に関しては、この法律による改

正後の関係法律の規定にかかるわらず、なお從前

の例による。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

この法律の施行前に法律の規定により

行われた聴聞 聰問若しくは聴聞会(不利益処

施行する。ただし、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三十八条から第四十三条まで、第四十六条、第五十三条及び第五十五条(第一号を除く。)の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

分に係るものと除く。)又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

のほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九一

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成八年六月二六日法律第一一

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一四日法律第四

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)以下「情報公開法」という。の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年五月一四日法律第一一

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、第二条及び第三条を除く。の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五十五条、第千三百六十六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

附 則 (平成一九年一二月二二日法律第一一

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第一号を除く。)は、平成十

三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二二日法律第一一

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第一号を除く。)は、平成十

三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二二日法律第一一

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続等における情報通

信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

のほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年五月三〇日法律第六

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報を保護に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一日法律第七

号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十三条の規定

二 附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項の規定

九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。）、第五十五条（がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第三十五条の改正規定（「条例を含む。」を削る部分に限る。）を除く。）、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第七十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年五月二五日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五条）第五十二条第二項の改正規定及び附則第一百一十五条の規定（公布の日

（罰則に関する経過措置）

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第一百二十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、政令で該各号に定める日から施行する。